

平成 28 年 1 月 27 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
グローバル・ワン不動産投資法人
代表者名 執行役員 北島 洋一郎
(コード番号：8958)
資産運用会社名
グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 和田 康
問合せ先 常務執行役員 (投信運用部・投信業務部担当)
柴田 昌孝
(TEL：03-3262-1494)

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、本日開催の役員会におきまして、下記の規約変更及び役員選任について、平成 28 年 3 月 9 日開催予定の第 8 回投資主総会（以下、「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、下記の規約変更及び役員選任は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約変更について

(1) 変更の理由

① 第11条関係

「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下、「投信法」といいます。）の改正により、投資主総会の招集手続における公告の省略等が可能となったことに伴い、本投資法人の投資主総会が、平成30年2月10日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年毎の2月10日及び同日以後遅滞なく招集される旨の規定を新設し、当該投資主総会において、議決権を行使できる投資主を確定するための基準日の規定を新設するものです。また、併せて、その他必要ある場合は随時投資主総会が招集される旨の規定を新設するものです。

② 第37条関係

投信法の改正により、新投資口予約権証券の発行が可能となったことに伴い、当該新投資口予約権証券の発行に関する費用を本投資法人が負担することを明確化するため、該当する規定を変更するものです。

③ 別添「資産運用の対象及び方針」1. 及び2. (1) 関係

投資信託及び投資法人に関する施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。以下、「投信法施行規則」といいます。）の改正に伴い、資産を主として不動産等資産（投信法施行規則第105条第1号へに定めるもののうち、不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいいます。）に対する投資として運用することを目的とする旨を明確にするために、該当する規定を変更するものです。

④ 別添「資産運用の対象及び方針」2. (2) 関係

租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、不要となった規定の削除を行うものです。

⑤ その他

上記の他、投信法の改正の施行により不要となった附則の削除を行うとともに、必要な表現の変更及び明確化、字句の修正、条項数の整備等を行うものです。

(2) 変更の内容

現行規約の一部を以下のとおり変更します。（下線部分は変更箇所です。）

現 行 規 約	変 更 案
<p>第11条（投資主総会に係る事項） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>1. 本投資法人の投資主総会は、<u>決議事項がある場合において</u>、投信法その他関係法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が役員会の承認を得てこれを招集する。</p> <p>2. （記載省略）</p> <p>3. （記載省略）</p> <p>4. （記載省略）</p> <p>5. （記載省略）</p> <p>6. （記載省略）</p>	<p>第11条（投資主総会に係る事項）</p> <p>1. 本投資法人の投資主総会は、平成30年2月10日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年毎の2月10日及び同日以後遅滞なく招集される。また、必要あるときは随時招集される。</p> <p>2. 前項第一文に基づき投資主総会を招集する場合には、平成29年12月31日及び以降、隔年毎の12月31日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において、議決権を行使できる投資主とする。また、前項第二文に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人が役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する一定の日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、投資主総会において、議決権を行使することのできる投資主とする。</p> <p>3. 本投資法人の投資主総会は、投信法その他関係法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が役員会の承認を得てこれを招集する。</p> <p>4. （現行のとおり）</p> <p>5. （現行のとおり）</p> <p>6. （現行のとおり）</p> <p>7. （現行のとおり）</p> <p>8. （現行のとおり）</p>
<p>第37条（諸費用の負担に関する条項）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>2. 前項に加えて、本投資法人は、以下の費用を負担するものとする。</p> <p>(1) 投資証券及び投資法人債券の発行に関する費用（投資口申込証及び投資法人債申込証の作成、印刷及び交付に係る費用、引受手数料の他、引受証券会社への諸費用実費払戻金を含む。）。</p> <p>(2) （記載省略）</p> <p>(3) （記載省略）</p> <p>(4) （記載省略）</p> <p>(5) （記載省略）</p> <p>(6) （記載省略）</p> <p>(7) （記載省略）</p> <p>(8) （記載省略）</p> <p>(9) （記載省略）</p> <p>(10) （記載省略）</p> <p>(11) （記載省略）</p> <p>(12) （記載省略）</p>	<p>第37条（諸費用の負担に関する条項）</p> <p>1. （現行のとおり）</p> <p>2. 前項に加えて、本投資法人は、以下の費用を負担するものとする。</p> <p>(1) 投資証券、<u>新投資口予約権証券</u>及び投資法人債券の発行に関する費用（投資口申込証及び投資法人債申込証の作成、印刷及び交付に係る費用、引受手数料の他、引受証券会社への諸費用実費払戻金を含む。）。</p> <p>(2) （現行のとおり）</p> <p>(3) （現行のとおり）</p> <p>(4) （現行のとおり）</p> <p>(5) （現行のとおり）</p> <p>(6) （現行のとおり）</p> <p>(7) （現行のとおり）</p> <p>(8) （現行のとおり）</p> <p>(9) （現行のとおり）</p> <p>(10) （現行のとおり）</p> <p>(11) （現行のとおり）</p> <p>(12) （現行のとおり）</p>
<p>第41条（改正の効力発生）</p> <p><u>第8条第2項の新設に係る改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口を有償で取得することを認める投信法の改正の施行日に効力を生じるものとする。</u></p>	<p>（削除）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(別添)「資産運用の対象及び方針」</p> <p>1. 資産運用の基本方針 本投資法人は、本投資法人の資産（以下「運用資産」という。）について、中長期的な観点から、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行う。</p> <p>2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>A. 主たる投資対象資産 本投資法人は、主として以下に掲げる各資産（次の①及び②に掲げる各資産を総称して「不動産関連資産」という。）に投資する。</p> <p>①（記載省略） ②（記載省略）</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>A.（記載省略） B.（記載省略） C.（記載省略） D.（記載省略） E. <u>本投資法人は、その有する資産の総額のうちを占める不動産等（不動産（投資法人の計算に関する規則第37条第3項第2号イ、ロ及びホに掲げる資産をいう。以下E.において同じ。））、不動産の賃借権、同号へに掲げる資産、地上権及び地役権並びにこれらの資産を信託する信託の受益権をいう。）の価額の割合が100分の70以上となるように運用する。</u></p> <p>F.（記載省略）</p>	<p>(別添)「資産運用の対象及び方針」</p> <p>1. 資産運用の基本方針 本投資法人は、<u>主として不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第105条第1号へに定めるもののうち、不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいう。以下同じ。）に対する投資として運用することを目的とし、本投資法人の保有する資産（以下「運用資産」という。）について、中長期的な観点から、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行う。</u></p> <p>2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>A. 投資対象資産 本投資法人は、<u>上記1.に定める資産運用の基本方針に従い、主として不動産等資産に投資する。また、本投資法人は、以下に掲げる各資産のうち、不動産等資産を除く各資産に投資することがある（次の①及び②に掲げる各資産（不動産等資産を含む。）を総称して「不動産関連資産」という。）。</u></p> <p>①（現行のとおり） ②（現行のとおり）</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>A.（現行のとおり） B.（現行のとおり） C.（現行のとおり） D.（現行のとおり） (削除)</p> <p>E.（現行のとおり）</p>

2. 役員選任について

執行役員北島洋一郎及び齊藤利雄並びに監督役員立石則文、西村裕及び伊藤紀幸は、平成28年3月31日をもって任期満了となりますので、本投資主総会におきまして、執行役員内田昭雄（新任）及び齊藤利雄（重任）並びに監督役員名取勝也（新任）、伊藤紀幸（重任）及び森田康裕（新任）を選任します。

本投資主総会において承認されますと平成28年4月1日付で各役員は就任します。

(1) 執行役員の候補者は以下のとおりです。

候補者番号	氏名	略歴	
1	うちだ あきお 内田 昭雄	昭和53年4月 平成元年4月 平成7年10月 平成16年1月 平成22年4月 平成24年4月 平成27年4月	明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社 同社 不動産サービス部不動産サービス 副長 同社 不動産部 不動産業務グループ グループリーダー 同社 関連事業部 関連事業推進グループ グループマネージャー 明治安田ビルマネジメント株式会社出向 同社 取締役 総務企画部長 同社 常務取締役 総務企画部長（現職）
2	さいとう としお 齊藤 利雄	昭和54年4月 昭和54年4月 昭和61年5月 平成6年1月 平成11年7月 平成11年8月 平成14年11月 平成15年11月 平成16年3月 平成17年7月 平成18年4月 平成18年6月 平成20年4月	森ビル株式会社入社 森ビル建設管理株式会社（現森ビル株式会社）出向 株式会社日本インテリジェントビルシステムズ出向 株式会社インターナショナルデザインイクスチェンジ 監査役 株式会社日本インテリジェントビルシステムズ 企画部長 森ビル開発株式会社（現森トラスト株式会社）入社（森ビル株式会社から森ビル開発株式会社へ転籍） MTファシリティサービス株式会社出向 グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社入社 不動産運用マネジメント部 担当部長 同社 調査部長 同社 不動産運用マネジメント本部 副本部長兼不動産運用第1部長 同社退職 株式会社PMアドバイザーズ設立 取締役社長（現職） 本投資法人執行役員就任（現職）

- ・上記執行役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・各候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者のうち、候補者齊藤利雄は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・候補者内田昭雄は、平成28年3月31日をもって、明治安田ビルマネジメント株式会社常務取締役を退任する予定であり、兼務の予定はありません。
- ・候補者齊藤利雄は、株式会社PMアドバイザーズの取締役社長を兼務しております。

(2) 監督役員の候補者は以下のとおりです。

候補者番号	氏名	略歴	
1	なとり かつ や 名 取 勝 也	昭和61年4月 昭和61年4月 平成2年9月 平成3年1月 平成5年6月 平成5年7月 平成7年1月 平成10年1月 平成14年3月 平成16年1月 平成24年2月 平成24年4月 平成27年3月 平成27年12月	弁護士登録 榊田江尻法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所 ワシントン大学ロー・スクール卒業 法学修士号取得 Davis Wright Tremaine法律事務所入所 ジョージタウン大学ビジネス・スクール卒業 経営学修士号取得 エッソ石油株式会社入社 法務部弁護士 アップルコンピュータ株式会社入社 法務・渉外本部長 サン・マイクロシステムズ株式会社入社 取締役法務本部長 株式会社ファーストリテイリング入社 執行役員法務部長、店舗開発部長、社会環境室長 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 取締役執行役員 法務・知的財産・コンプライアンス担当 名取法律事務所設立（現職） オリンパス株式会社 社外監査役（現職） 三井海洋開発株式会社 社外取締役（現職） 株式会社モリテックス 社外取締役（現職）
2	いとう のり ゆき 伊 藤 紀 幸	昭和63年4月 平成3年11月 平成7年5月 平成11年12月 平成13年10月 平成14年11月 平成17年1月 平成17年6月	三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社 不動産鑑定士補登録 不動産鑑定士登録 株式会社日本格付研究所入社 チーフアナリスト ムーディーズ・ジャパン株式会社入社 アシスタント・ヴァイス・プレジデント・アナリスト 有限会社不動産投資研究所（現株式会社不動産投資研究所）設立 取締役、株式会社へ組織変更後代表取締役（現職） 本投資法人監督役員就任（現職） E x ・ Partners有限会社（現ABC Partners株式会社）設立 取締役
3	もり た やす ひろ 森 田 康 裕	平成4年4月 平成9年1月 平成12年12月 平成13年4月 平成19年12月 平成20年4月 平成21年2月 平成21年10月 平成21年10月 平成24年6月 平成27年8月	中央信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 同法人 金融サービス部 公認会計士登録 経済産業省 経済産業政策局出向 不動産鑑定士登録 新日本有限責任監査法人 アドバイザリーサービス部復職 東京共同会計事務所入所（現職） 森田康裕公認会計士事務所設立（現職） 税理士登録 タカラレーベン・インフラ投資法人監督役員就任（現職）

- ・ 上記監督役員候補者のうち、候補者森田康裕は、本投資法人の投資口を2口保有しております。候補者名取勝也及び候補者伊藤紀幸は、いずれも本投資法人の投資口を保有していません。
- ・ 各候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者のうち、候補者伊藤紀幸は、現在、本投資法人の監督役員として執行役員の職務執行全般を監督しております。
- ・ 候補者名取勝也は、名取法律事務所の代表弁護士を兼務しております。
- ・ 候補者伊藤紀幸は、株式会社不動産投資研究所の代表取締役を兼務しております。
- ・ 候補者森田康裕は、森田康裕公認会計士事務所の代表者を兼務しております。

3. 日程

- 平成28年1月27日 本投資法人役員会にて本投資主総会提出議案を決議
平成28年2月19日 本投資主総会招集通知発送（予定）
平成28年3月9日 本投資主総会開催、規約変更及び役員選任議案を付議（予定）

以上

本日この資料は次の記者クラブに配布しています：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

本投資法人のホームページアドレス：<http://www.go-reit.co.jp/>